

2004年(平成16年)(行コ)第12号

在外被爆者健康管理手当等請求控訴事件

控訴人 向 井 昭 治 外

被控訴人 広 島 県

準 備 書 面

2006年1月18日

広島高等裁判所 第4部 御 中

控訴人訴訟代理人弁護士	足	立	修	一
同 弁護士	奥	野	修	士
同 弁護士	田	邊		尚
同 弁護士	中	丸	正	三
同 弁護士	二	國	則	昭
同 弁護士	藤	井		裕

第1 被控訴人第3準備書面に対する反論

1 「第1 地方自治法236条の適用(予備的主張)」について

被控訴人は、最高裁1975(昭和50)年判決が、最高裁1966(昭和4

1) 年判決を変更するものではなく、公法上の債権か私法上の債権かの区別の基準を判示したにすぎないものであり、同判決の基準によれば、「行政上の便宜を考慮する必要がある金銭債権」が「公法上の債権」ということになるのであるから、「公法上の債権」であって「行政上の便宜を考慮する必要がある事案」というものはおよそ考え難い旨主張している。

しかし、上記の主張が、行政の過誤がどんなに大きい場合であっても、行政の過誤が許されるという趣旨であるとすれば、失当というべきである。大日本国帝国憲法下において、通用していた法的根拠のない慣行であった国家無答責の法理が、日本国憲法下において破棄されたように、行政が過誤を行った場合には、それに見合った制裁を受けるべきであるというのが、国民主権国家での原則である。したがって、本件のような場合については、行政の過誤の程度が甚だしいのであるから、「行政の便宜を考慮する必要がある場合」であるとはとうてい言えないのである。

なお、1975（昭和50）年2月25日最高裁判決が公法・私法区別論によらずに結論を出していることは、行政法学界では常識である（例えば、塩野宏『行政法（第4版）行政法総論』有斐閣、2005年、29頁）。

2 「第2 消滅時効の主張が権利濫用でないこと」について

・ 「1 常磐炭礫磐城砦業所じん肺訴訟第一審判決について」

被控訴人は、常磐炭礫磐城砦業所じん肺訴訟第一審判決に関連するじん肺事件に関する長崎じん肺最高裁判決（最高裁平成6年2月22日第三小法廷判決・民集48巻2号441ページ）を引用し、消滅時効を援用することをもって権利の濫用などとはいえないとした事例として同判決を指摘し、この点では原審の判断を全面的に是認しているから、控訴人らの反論は当を得ていないと主張する。

しかし、裁判所のなす判決は、受訴裁判所が当該事案に対して、どのような結論を出すかが重要であり、とりわけ、請求が認容されるか否かが最も重

要な点である。最高裁は、理論的な枠組みとして、被控訴人が主張する法的枠組みを理論として認めたと見うるとしても、結論として、被害者を救済するという判断を行った。その結果、原審の結論を変更し、被控訴人が指摘する論点とは異なる論点で被害者を救済するという結論を導いたものである。したがって、被控訴人が主張するような硬直した判断をしていたわけではないのである。

また、被控訴人は、控訴人らの主張について、長崎じん肺最高裁判決の消滅時効の起算点に係る部分を引用するものであるが、同最高裁判決の消滅時効の起算点に係る判断は、じん肺という「特異な進行性の疾患」の特質に基づくものであって、本件とは全く関係がないと主張する。

しかし、じん肺の事件には、じん肺の特質があるが、本件では、国策によりブラジルに移民した控訴人らが、国の法律解釈の誤りにより、不利益を被らされたのである。このように、国に責任の一端があると考えられる場合において、理論上、起算点をずらすことにより、控訴人らを救済するという判断が可能である以上、そのような判断がなされてしかるべきである。

また、被控訴人は、被控訴人の職員の1人が本件訴訟を起こされたことに反発して、取下げを促す電子メールを控訴人の1名に送付している事実について、訴訟を提訴しようとするに対して、報復しようとする意識が蔓延していたことを指摘していたことについて、そもそも、上記電子メールは、訴え提起の後の事情であり、また、2002年（平成14年）の事情も、被控訴人の職員が何らかの行為を行ったことを具体的に主張するものではなく、「意識」といった漠然としたものを主張するものにすぎないから、上記事情をもって消滅時効の主張が権利濫用になるとの主張は失当であると主張する。

しかし、訴訟を妨害しようとする「意識」が存在していたことは、被控訴人の職員の発信した電子メールから明らかというべきであり、そのような事態が起こった事実からは、その前提として訴訟を妨害しようとする体質が存

在していたことが合理的に推認できる。そして、被控訴人にそのような体質があったからこそ、ブラジル広島県人会の幹部は、在ブラジル被爆者協会の森田隆会長が本件と同様の裁判を提訴しようとしたときに、それを妨害しようとする言動に出たのである。その事実が示していることは、被控訴人広島県の職員から陰に陽に訴訟を起こされることを嫌忌する体質があったこと、また、ブラジルの広島県人会として、森田隆会長が提訴すると報復されるような感覚を持っていたことを示している。

加えて、被控訴人も、2005（平成17）年6月27日、広島県総務企画部秘書広報総室国際交流室（以下「国際交流室」という。）の県人会担当職員が、ブラジル広島県人会の事務局長あてに業務に関する連絡を行った際に、ブラジル広島県人会役員である控訴人細川について、「なお、細川さんが県に対する被爆者手当の訴訟の原告になっておられたようですね。かなりの方が厚生省の方針変更後取り下げをされているようですが、細川さんも、そろそろ取り下げられるのでしょうか。（あれとこれとは別とは言いながら、県人会副会長という立場上は、やはりまずいのではないかと私個人は、思っています。

県としてどう考えるかは別でしょうが。（中略）取り下げられた方が良いでしょう。」との文面を含むメールを送信したことについて、事実であることを認める一方、新聞報道（乙25）及び国際交流室長の陳述書（乙26）に記載されているように、前記メールは、当該職員の個人的な思いを記載したものであって、被控訴人として当該控訴人に訴えないし控訴の取下げの圧力をかける意図に基づくものではないと主張する。

しかし、被控訴人の体質について、「意識」のレベルでしか主張できないのは、確たる証拠としては、被控訴人の職員が控訴人細川を名指しして、訴訟の取下を強要するような行為をした事実しか提示できないからである。ただ、いやしくも、被控訴人の職員である公務員が、前記のようなメールを送

りつけること自体，全く信じられないようなできごとである。

被控訴人は，指定代理人を通じて，厚生省の方針変更後，控訴人らを除く1審原告らについては時効未完成分の手当を支払ったことにより訴訟が取り下げられ，控訴人らについては，時効消滅の成否をめぐって訴訟を継続することとなった経緯を承知しているから，訴えないし控訴の取下げの圧力をかけるなど思いも寄らないことであると主張する。

しかし，被控訴人は，経緯を熟知していたと主張するが，そうであるならば，なぜ，本件訴訟になっていることに関連する事務を担当していた職員が，取下を強要しているとしたか評価しえないメール，しかも，その中には，被控訴人がまだ控訴人細川（広島県人会で神楽誘致の活動をしている責任者）が控訴していることを知らないということを知りながら直接伝わる形で送付しているのか。これは，現場の担当職員から見て，被控訴人が控訴人細川が広島県人会で神楽誘致の活動をしている責任者で，広島県に助成金の要請をしている者と認識しているはずがないという意識に基づくものである。

もし，被控訴人がすでに，控訴人細川が控訴していることを認識しながら，被控訴人がまだ認識していないとする電子メールを当該職員が送付していたとするなら，これは，当該職員が，控訴人細川を欺罔し騙して取り下げと促したということになり，その行為の悪質さはさらに程度の高いものと評価せざるをえない。

また，被控訴人は，2002（平成14）年当時，ブラジル広島県人会の県人会館の建設につき，被控訴人が費用を助成する関係にあったことは事実であるものの，被控訴人として1審原告森田や控訴人らの提訴を妨害する圧力をかけたことなどなく，被控訴人の組織において訴訟妨害をしようとする意識が存在していた事実もない（乙27）と主張する。

しかし，それは，結果としてそうなったというのみであって，当時，ブラジル広島県人会の関係者においては，森田隆会長が提訴に踏み切ることに對

する嫌忌の感情があったことは否定しがたく、これは、取下強要メールに見られるように被控訴人の部下である一部の職員の意識に起因するものであることは疑いない。

・ 「2 水俣病京都訴訟第一審判決について」

被控訴人は、水俣病京都訴訟第一審判決（京都地裁平成5年11月26日判決）に関連し、水俣病関西訴訟最高裁判決（最高裁平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ）において、除斥期間については専らその起算点の解釈が争われ、除斥期間が経過した原告については除斥期間の適用が認められた点を指摘し、同最高裁判決が、起算点である「不法行為ノ時」の解釈のレベルで被害者を救済したと指摘したことにかんじて、被控訴人控訴審第2準備書面8ページで指摘したとおり、同判決によっても、除斥期間が経過した原告については除斥期間の適用が認められていることは明らかである。同判決は、消滅時効が権利濫用となるとの控訴人らの主張の根拠になるものではなく、援用を要しない消滅時効についても、その期間が経過すれば、時効の適用があるとの判断をする上で参考となるものであると主張する。

しかし、ここでも先に常磐炭礫磐城砒業所じん肺訴訟第一審判決について、述べたことと同様のことが当てはまる。すなわち、裁判所のなす判決とは、受訴裁判所が当該事案に対して、どのような結論を出すかが重要であって、請求が認容されるか否かが最も重要な点である。前記最高裁判決は、理論的な枠組みとして、被控訴人がする除斥期間の経過による権利消滅という枠組みを認めたかもしれないが、結論として、国が除斥期間で権利消滅したとした被害者の多くの者を救済する判断を行い、被控訴人が指摘する論点とは異なる論点で被害者を救済するという結論を導いたものであって、被控訴人が主張するような硬直した判断をしていたわけではないのである。

また、被控訴人は、除斥期間の適用を認めたケースがあることを指摘する

が、これは、事案に即してみれば、20年以上前に、水俣地区を離れた被害者について、係る結論を認めたものにすぎず、やはり水俣病の特殊性に鑑みでの救済を図ろうとしたものである。本件でも、国策によりブラジルに移民した控訴人らが、国（当時厚生省）の法律解釈の誤りにより、不利益を被らされたのである。このように、国に責任の一端があると考えられる場合において、理論上、起算点をずらすことにより、控訴人らを救済するという判断が可能である以上、そのような判断がなされてしかるべきである。

・ 「3 新潟スモン訴訟第一審判決について」

被控訴人は、控訴人らが、新潟スモン訴訟第一審判決において、個別的事情による時効の援用が権利濫用とされた事実について、本件においても、健康管理手当の受給権を認められた被爆者本人が日本国外で居住していても送金され続けていた事実を指摘したことについて、当時としては、「被爆者」が国外に生活の本拠を移転したことを的確に把握する手段が十分でなかったための過誤払と考えられるし、現在の解釈からみれば、当該手当は時効完成前に正しく支払われただけのことであるから、時効完成後の本件との関係で不平等による権利濫用が問題となる余地はないと主張する。

しかし、当時の解釈では、過誤払いであるとしても、現時点でそれを是正する法的手段が存在せず、しかも、現在の解釈からみれば、当該手当は時効完成前に正しく支払われたということになるとすると、結果として、「正直者が馬鹿を見る」という結果が生じていることは疑いない。このような場合には、事態に即して平等な取り扱いを実現すべきであって、たまたま、現在の解釈からみれば、当該手当は時効完成前に正しく支払われたということになる者がおり、ところが、過誤払いを誘発しなかった者が、現在の解釈になっても、救済されないまま放置されるのはやはり問題があり、現在の解釈に沿うように救済措置がとられなければならない。

・ 「4 予防接種禍訴訟（最高裁平成10年6月12日判決）について」

被控訴人は、予防接種禍訴訟最高裁判決（最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決）について、「不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から六箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるとき」に、「民法158条の法意に照らし」、除斥期間の完成を否定したものであって、控訴人らが被控訴人の不法行為を原因として心神喪失の常況にあったものでもない本件において、民法158条の法意が問題となる余地はないと主張する。

しかし、これは、最高裁が被害者本人を救済する論理を組み立てるのに、民法158条の法意を借用しているものにすぎず、同条項を直接適用したわけではない。ここで問題となっているのは、日本に居住している住民全体の健康を守るという利益を達成するために、予防接種をすべての者に受けさせるとすると、一定の割合で不可避免的に重篤な障害を受ける者が出てくるといふ事実に対して、社会的にどのように対処するのが正しいのかという点にある。この点は、すでに指摘しているが、最高裁は、「不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるとき」に、「民法158条の法意に照らし」、除斥期間の完成を否定した。

この点について、被控訴人は、この判決の射程を狭いものと解釈しているが、誤りである。この事案で、原審の東京高裁が認定した事実関係の概要及び訴訟の経過は、次のとおりである。

- 1 上告人博史は、1952（昭和27）年5月19日、出生し、同年10月20日、呉市保健所において、予防接種法（昭和28年法律第213号による改

正前のもの)5条、10条1項1号に基づき呉市長が実施した痘そうの集団接種(以下「本件接種」という。)を受けた。ところが、上告人博史は、同月27日から、けいれん、発熱を発症し、以後、けいれんが止まらず、通常ならば直立や歩行ができる時期に至っても、これができない状態となった。

2 上告人博史は、1960(昭和36)年1月ころには、座ったり、身体を転がして移動することができるようになり、また、わずかに歩けるようになった時期もあったが、その後、高度の精神障害、知能障害、運動障害及び頻繁なけいれん発作を伴う寝たきりの状態となっている。

3 上告人博史の右1及び2の症状は、本件接種を原因とするものである。

4 上告人らは、1974(昭和49)年12月5日、本件訴訟を提起した。

なお、上告人博史については、同人が既に成年に達していたにもかかわらず、上告人治雄及び同イツエが同博史の親権者と称して弁護士中平健吉外5名(以下「中平弁護士ら」という。)に本件訴訟の提起ないし追行を委任し、同弁護士らによって第一審の訴訟手続が追行された。

5 上告人博史は、第一審判決の言渡しの後である1984(昭和59)年10月19日、禁治産宣告を受け、上告人治雄が後見人に就職した。上告人治雄は、上告人博史の後見人として、改めて中平弁護士らに本件訴訟の追行を委任し、同年一月一日、原審にその旨の訴訟委任状を提出し、同弁護士らは、以降の訴訟手続を追行した。

以上の経過を前提とすると、少なくとも、当該被害者が出生後5ヶ月くらいから、重度の障害を受けたが、20歳に達するまでは、法定代理人たる親権者がおり、権利行使が可能な状態にあった。この件では、被害者本人は、何らの訴訟行為を取ることができる状況にはなく、被害者が成人に達した後に、被害者の両親が法定代理人親権者として行動してきているのである。そうすると、被害者は、20歳になるまでは、訴訟行為を取ることができたものの、被害者が22歳7ヶ月のときに提訴されている。この場合、被害者が

成人した後に、後見人が選任された後は、訴訟行為を行うことが可能になったという理屈もありうる。しかし、最高裁は、そうした形式的な理屈によるのではなく、被害者が22歳7ヶ月のときに提訴した事案について、一審判決後に、被害者が32歳5ヶ月のときに、後見人が選任されて、その後、訴訟を継続した事案について、除斥期間による権利消滅を認めていない。

ちなみに、民法158条1項は以下のように規定する。

(未成年者又は成年被後見人と時効の停止)

第158条 時効の期間の満了前6箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

この条文を素直に解釈すれば、最高裁1998年判決の事案では、時効の期間の満了前6箇月以内の間に未成年者に法定代理人がいたのであるから、民法158条1項が適用される場合ではなかったのである。

また、予防接種禍訴訟は1970年ころから提訴されている(小樽種痘禍事件・札幌地方裁判所昭和57年10月26日判決・昭和45年(ワ)第544号)ことからすると、被害者の両親が親権者として、法定代理権を有していた時期と重なる時期があった。そうすると、最高裁判決は、そのような事態を熟知した上で、なおかつ、被害者を救済すべきであるとの判断に至り、前記のような判示をしているのである。

したがって、被控訴人が主張するような形式論理で割り切った判断をしておらず、最高裁1998年判決の射程を狭く捉えることは失当である。

第2 2005年12月28日付上申書に対する反論

1 はじめに

被控訴人は、長崎地裁2005(平成17)年12月20日判決(長崎地裁平

成16年(行ウ)第6号健康管理手当支給等請求事件,以下「長崎地裁2005年判決」という。)が,402号通達に基づいて未払となっていた健康管理手当受給権につき,長崎市が地方自治法236条の消滅時効制度の適用を主張することは信義則上許されないとの判断をしたことについて,同判決が,地方自治法236条,民法1条2項の解釈適用を誤った違法なものであることを上申している。

しかし,長崎地裁2005年判決は,適正な判断を行ったものであるから,以下で反論する。

2 長崎地裁2005年判決の結論に至る判断

被控訴人は,長崎地裁2005年判決は,結論を導いた判断として,402号通達に基づいた離日による失権取扱いは,当時の厚生省の権威のある正当な法律解釈として一般に理解され,適用していたものであり,しかも,この解釈が,通常は我が国の法制度や司法制度の理解に乏しく,場合によっては日本語も解することのできない(そして,本邦との交流も通常は多くはないと思われる)いわゆる在外被爆者を対象とするものであることにかんがみると,当該被爆者がこのような日本政府の法律解釈をやむを得ないことと受け止めるのは自然なことと思われること,仮にこの扱いを不当だと考える被爆者があっても,通達及びそれに基づく取扱いは,その不当を訴えて提訴することに対して事実上重大な障害となることは容易に想像することができ,その障害は,通常一個人で乗り越えることは著しく困難であり,日本語を理解し,日本の法制度に通じている他者からの援助があってもこれを乗り越えることは容易なものではないことを挙げ,このような障害の最大の原因は国の法律解釈にあるから,このような障害を作り出した国から事務を委任された長崎市が,地方自治法236条の消滅時効制度の適用を主張することは信義則上許されないとしたとまとめている。

3 長崎地裁判決が信義則違反の判断をしても主張自体失当にはならない

その上で,被控訴人は,そもそも長崎地裁2005年判決のいう信義則違反は,地方自治法236条1項の消滅時効のように,援用を要することなく(同条2項),

起算日の事実と時効期間の満了日の経過によってその効果が法律上直接生ずる場合には、問題となる余地がないというべきであるとし、地方自治法236条1項の消滅時効は、民法724条後段の除斥期間と同様であって、最高裁判所平成元年12月21日第一小法廷判決（民集43巻12号2209ページ）が判示するとおり、「信義則違反又は権利濫用の主張は、主張自体失当であって採用の限りではない」と主張する。

しかし、地方自治法236条1項の消滅時効のように、援用を要することなく（同条2項）、起算日の事実と時効期間の満了日の経過によってその効果が法律上直接生ずることのみから、除斥期間と同様に考えるべきでない。このことは、原審での2004年4月21日付準備書面で詳述したとおりである。結論的に言うなら、「公債務の存在が裁判上争われる事態になったときは、普通地方公共団体が、消滅時効による相手方の権利消滅につき、裁判所の法的判断を求めるために、訴訟行為として、消滅時効によって相手方の権利が消滅した旨を具体的事実に基づいて主張することは、民事訴訟手続の本質から必要不可欠なのである。」（福岡高裁2004年判決）。したがって、この具体的事実を主張する場面において、権利の濫用が問題となりうるのである。

また、被控訴人指摘の1989年最高裁判例は、前述の予防接種禍にかかる1998年最高裁判例によって、実質的に修正されていると見るべきである。

したがって、以上の被控訴人の長崎地裁2005年判決に対する批判は的はずれである。

4 長崎地裁2005年判決が結論を導いた論理過程は正当である

ついで、被控訴人は、長崎地裁2005年判決の挙げる上記 及び の事情は、およそ行政解釈について等しく当てはまるものであり、 及び の事情は、402号通達がいわゆる在外被爆者をその対象としていることから生じる事情であると指摘し、長崎地裁判決の結論を是認すると、事実上、国外に居住ないし現在する者を対象とする法制度について、行政解釈を変更すれば、際限なく過去にさか

のぼって多数の者が権利救済を求めることが許されるなどという誇張している。

しかし、際限なく過去にさかのぼっていくことはない。

本件で問題となっているのは、過去に健康管理手当を受給したことがあり、かつ、日本国外に出国したことによって、その権利を消滅させられた者についてのみの問題である。被爆者健康手帳を有する被爆者に健康管理手当が支給されるようになったのは、1968年に原爆特別措置法が制定された以降のことであり、遡っても37年間程度のことであり、しかも、被爆者健康手帳を交付した者の記録は永年保存とされており、健康管理手当を受給していたか否かについては、その調査は可能である。また、仮に、一部についての調査が十分になしえないというのであれば、公表して、権利者や遺族からの申告を受け付ける期間を相当期間設ければ足りることである。

5 長崎地裁判決は福岡高裁2004年判決と齟齬しない

また、被控訴人は、この点、長崎地裁2005年判決における事案と同じく402号通達に基づいて未払となっていた健康管理手当受給権の消滅時効が問題となった事案につき、福岡高裁2004（平成16）年2月27日判決（乙24。以下「福岡高裁2004年判決」という。）は、長崎市の消滅時効の主張が訴訟手続上の信義則にもとると評価できる特段の事情を認めるに足りないとして、地方自治法236条の消滅時効の適用を認めているから、長崎地裁2005年判決の事案も、402号通達に基づく未払の事案ということでは共通であるから、長崎地裁2005年判決の前記判断は、高等裁判所の判例である福岡高裁2004年判決に違反していると主張する。

また、被控訴人は、福岡高裁判決の原告は日本国籍を有する日本人であり、長崎地裁2005年判決の原告は韓国籍を有する外国人であるから、本件で参照されるべきは福岡高裁2004年判決であって、長崎地裁2005年判決ではないと主張する。

しかし、福岡高裁判決の原告は、日本国籍を有する日本人で、かつ、日本に生

活の本拠があり、中国には一時的に日本語の教授に行っていたというものであるし、中国に行っていた間の健康管理手当が打ち切られていたことを認識した後は、住所を長崎市から移さずに中国と行き来したところ、同人の健康管理手当は、中国に行っていた間も継続して、支払われ続けていたという事案である。

本件のように、控訴人らが日本語を解する日本国籍のものであっても、日本から地球上で最も遠くにある国とってよいブラジルを生活の本拠とし、日本に帰国することも容易でなく、日本に生活の本拠がないから、日本の法律事情にも通じていない者とは、根本的に事情が異なるのであって、本件に福岡高裁2004年判決の考え方を適用することはできない。

6 長崎地裁判決は、東京高裁2003年判決と齟齬しない

また、長崎地裁2005年判決は、「当該権利の性質や権利行使ができなかった事情、権利行使の障害の原因と義務者の関与等の程度に鑑み、地方自治法236条の消滅時効制度の適用を主張することが信義則上許されないと考えられる場合には、その適用を否定することが相当」とし、「故意・過失がないとしても、結果的、客観的に権利行使に重大な障害をもたらした者が、後にその権利が消滅時効により消滅したと主張することは、やはり信義則に違反するものといわなければならない」と判示している。

この点につき、被控訴人は、私法上の権利につき消滅時効の援用が権利濫用となる場合について、米軍横須賀基地じん肺訴訟控訴審判決・東京高裁2003（平成15）年5月27日判決が、「このような債権行使の保障と消滅時効の機能や援用の要件等にかんがみると、時効の利益を受ける債務者は、債権者が訴え提起その他の権利行使や時効中断行為に出ることを妨害して債権者において権利行使や時効中断行為に出ることを事実上困難にしたなど、債権者が期間内に権利を行使しなかったことについて債務者に責むべき事由があり、債権者に債権行使を保障した趣旨を没却するような特段の事情があるのでない限り、自由に消滅時効を援用することができるというべきであり、時効にかかる損害賠償請求権の発生要

件該当事実が悪質であったこと、被害が甚大であったこと、事実関係が複雑であるとか、法律構成が困難であるとかの事情で単に債権者において権利行使や時効中断行為に出ることが事実上困難であったこと、債権者と債務者の社会的・経済的地位や能力等は、債務者が消滅時効を援用することを権利の濫用とさせる事情とはいえない。」と判示していることを引用し、長崎地裁2005年判決の消滅時効の主張が信義則に違反する場合の基準は、私法上の権利につき消滅時効の援用が権利濫用となる場合の基準と比べても広きにすぎ、東京高裁2003年5月27日判決にも違反すると主張する。

しかし、本件は、東京高裁2003年判決の基準に照らしても、時効消滅を主張することが権利濫用と認められるべき事案である。

すなわち、前記長崎地裁判決が指摘するように、402号通達に基づいた離日による失権取扱いは、当時の厚生省の権威のある正当な法律解釈として一般に理解され、適用していたものであり、しかも、この解釈が、通常は我が国の法制度や司法制度の理解に乏しい、いわゆる在外被爆者を対象とするものであることにかんがみると、当該被爆者がこのような日本政府の法律解釈をやむを得ないことと受け止めるのは自然なことと思われること、仮にこの扱いを不当だと考える被爆者があっても、通達及びそれに基づく取扱いは、その不当を訴えて提訴することに対して事実上重大な障害となることは容易に想像することができ、その障害は、通常一個人で乗り越えることは著しく困難であり、日本の法制度に通じている他者からの援助があってもこれを乗り越えることは容易なものではないことを挙げ、このような障害の最大の原因は国の法律解釈にあり、このような障害を作り出した国から事務を委任された被控訴人は、地方自治法236条の消滅時効制度の適用を主張することは信義則上許されないのである。

以上のように、被控訴人は、在外被爆者を放置する法制度を維持し、在外被爆者に被爆者としての権利は日本国外に出るとなくなるとする国・厚生労働省の方針を忠実に執行し、その一方で、被控訴人の部下に当たるものが、憲法で保障さ

れた裁判を受ける権利を行使することに対して、電子メールで報復措置をちらつかせながら、訴訟の取下げを強要するなど、訴訟を妨害しようとした対応は極めて悪質である。仮に、電子メールによる証拠がはっきりしているのが、提訴後のことであったとしても、少なくとも、実際に在外被爆者の担当部署で勤務した職員がかかる電子メールを送信していること自体、そのような訴訟妨害を許容する体質が存在していたこと自体は疑いがない。

7 以上のとおり、長崎地裁2005年判決は、地方自治法236条、民法1条2項を正しく解釈適用したものであるから、本件に関しても十分に参考にされるべきである。

第3 結論

控訴人らの健康管理手当請求権は、地方自治法236条1項の消滅時効によって、消滅させられるいわれはなく、控訴人らの請求が認容されるべきである。